AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務
公募型プロポーザル実施要領

１　目　的

この要領は、「AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務」の受託候補者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

⑴　業 務 名　　AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務

⑵　業務内容　　別添「AI デマンドバス交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務仕様書」のとおり

⑶　業務履行　　契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

⑷　業務委託料　3,300,000 円（税込み）を上限とする。

３　審査委員会

⑴　契約候補者の選定に係る企画提案の審査は、AIデマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。なお、審査委員会は町関係者で構成する。

⑵　審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された、下記６に定める書類（以下「企画提案書」という。）について、AIデマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務企画提案審査要領別表に定める評価基準に基づき、審査を行う。

４　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす単体企業とする（共同企業体による参加も可とするが、その場合は代表企業が⑹から⑿までの要件を満たすこと）。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　本町において指名停止の措置を受けていない者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑷　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。

⑹　過去５年間において、地方公共団体からAIを活用した区域運行型オンデマンド交通（以下「AIデマンド交通」という。）の導入検討、運行計画策定又は導入・運行支援に係る業務を受託し、完了した実績を３件以上有すること。

⑺　自ら道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者として、AIデマンド交通事業を３年以上継続して運営した実績を有すること。

⑻　自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）又は公共ライドシェアの導入・運営支援について、地方公共団体における実績を有すること。

⑼　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条に規定する豪雪地帯に所在する地方公共団体において、AIデマンド交通の本格運行（実証運行を除く。）の支援実績を有すること。

⑽　国庫補助事業等について、地方公共団体の申請支援実績を有すること。

⑾　本業務の業務責任者又は主担当者として、旅客自動車運送事業運行管理者の資格を有する者を１名以上配置できること。

⑿　情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/ IEC27001）の認証及びプライバシーマークの付与認定の双方を受けていること。

⒀　本業務の終了後、令和９年度に予定する実証運行及び本運行に係る業務を早期に受託し、効率的に行うため、継続的に業務を実施できる体制を有すること。

５　スケジュール

本プロポーザルは次の日程で行う。

日程	内容
令和８年11月９日（月）	公募の公告（町ホームページ掲載）
令和８年11月16日（月）	実施要領・仕様書等に関する質問の提出期限（午後５時必着）
令和８年11月18日（水）	質問に対する回答（町ホームページ掲載）
令和８年11月20日（金）	参加申込書の提出期限（午後５時必着）
令和８年11月27日（金）	企画提案書の提出期限／辞退届の提出期限（午後５時必着）
令和８年12月４日（金）	審査委員会（企画提案審査）
令和８年12月４日（金）	審査結果の通知／契約締結

６　企画提案書の記載事項

企画提案書は、次の各項目について本町の地域特性を踏まえ具体的かつ分かりやすく記載すること。

項目	記載を求める内容
① 業務理解・実施方針	本町の公共交通の現状・課題の認識、本業務の位置付け及び実施方針
② 実施体制・業務工程	業務責任者及び担当者の経歴・保有資格、同種業務の実績（自主運行実績、本格運行支援実績、積雪寒冷地・中山間地での実績を含む）、緊急時及び本町への対応体制。業務全体の工程表（定例会の頻度・運営方法を含む）
③ 実証及び運行計画（案）	・運送の態様（区域運行・定時定路線との併用を含む）、運行区域、

の考え方	運行日・時間、使用車両、運賃、予約方法等の検討の進め方及び本町への適用案 ・事業運営コストの算出方法、想定収支シミュレーションの手法、実証事業KPI及び効果検証項目の設定、運営体制案、本格運行に向けたロードマップ案
④ 地域関係者協議・合意形成	行政内部及び地域交通事業者の役割・責任範囲の整理方法、地域関係者との協議・説明手法、交通会議等への調整・支援の進め方
⑤ 許認可・国庫補助の支援	実証運行に必要な許認可の整理・申請支援の進め方、運輸支局等との調整支援、活用可能な国庫補助事業の提案及び申請支援の実績・手法
⑥ 独自提案	町の現状や今後の展望を踏まえて有効な提案を記載

7　手続き関係

⑴　資料の取得

本プロポーザルの実施要領等は、葛巻町のホームページより取得すること。

トップページ　https:// www.town.kuzumaki.lg.jp/

「生活情報」→「町政情報」→「政策秘書課」

【交付資料】・プロポーザル実施要領（本書）

・企画提案審査要領

・業務仕様書

⑵　実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

①　受付期間　令和８年11月16日（月）午後５時まで

②　受付場所　葛巻町政策秘書課（連絡先は下記「14　問い合わせ先」を参照）

③　提出方法　質問書（様式１）に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。

④　回答方法　受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて全参加者に電子メールにより通知する。

⑤　回答期日　令和８年11月20日（金）

⑶　参加申込書の提出

①　参加申込書（様式２）は、次の資料を添付して提出すること。

イ　会社概要書（様式任意）

ロ　同種業務又は類似業務の完了実績書（様式任意。業務完了実績については最大で３件まで記載すること）

ハ　法人税、事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを確認できる書類

②　提出期限　令和８年11月20日（金）午後５時まで

③　提 出 先　葛巻町政策秘書課（連絡先は下記「14　問い合わせ先」を参照）

④　提出方法　・持参又は郵送により提出すること。

・持参の場合は、提出期限までの平日で、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に届けること。

・郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

⑤　留意事項　上記書類を提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

⑷　企画提案書の提出

①　提出部数　５部（正本１部、副本４部）

②　提出期限　令和８年11月27日（金）午後５時まで

③　提 出 先　葛巻町政策秘書課（連絡先は下記「14　問い合わせ先」を参照）

④　提出方法　・持参又は郵送により提出すること。
・持参の場合は、提出期限までの平日で、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に届けること。
・郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明書付き書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

⑤　留意事項　・提案は、１者につき１提案とし、複数提案を認めない。
・企画提案書は、提出後の書替え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
・企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者保有者等から承諾を得ること。

８　企画提案書の審査基準

評価項目	評価事項	配点
⑴　基礎評価 【35点】	①　企業評価 ・同等の業務実績を有するか。 ・運行管理資格保有者をはじめ、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか。 ・道路運送法第４条による運行及び自家用有償運送の双方について、導入支援の実績・知見を有しているか。 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の申請支援実績を有し、最新の制度動向を把握しているか。 ・ISMS及びプライバシーマークの取得等、個人情報を含む情報の適切な管理体制が確保されているか。 ②　価格点 ・業務コストが妥当か。	 5点 10点 5点 5点 5点 5点
⑵　企画提案評価 【65点】	①　事業目的の理解度 ・本町の公共交通の現状・課題を的確に把握し、本業務の位置付けを踏まえた実施方針が示されているか。 ②　提案内容 ・本町の実情に即した実現性の高い提案となっているか。	 10点 15点

	・行政内部及び交通事業者の役割・責任範囲の整理手法や関係者協議方法が具体的であり、他自治体の事例に基づく実効性のある提案となっているか。	10点
	・許認可手続きの整理・申請支援及び運輸支局等との調整支援の進め方が具体的であり、活用可能な国庫補助事業の提案が本町の事業計画に適合しているか。	10点
	・工程表が現実的で、定例会の運営を含む進行管理及びリスク管理の方法が明確であり、柔軟な調整が可能か。	10点
	③　独自提案	
	・本町にとって有効で、実現可能性のある独自提案となっているか。	10点

９　無効となる企画提案書

企画提案書が以下の条件の一つに該当する場合には、提案が無効となることがあること。

⑴　提出期限に遅れた場合（ただし、不慮の事故等、正当な理由がある場合を除く。）

⑵　企画提案書に虚偽の記載がある場合

⑶　誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

⑷　上記２⑷の予算額を超えた場合

⑸　その他、要領に違反した場合

10　プロポーザルの参加辞退

⑴　プロポーザル参加申込書の提出を行った者が、本プロポーザルを辞退する場合は、令和８年11月27日（金）午後５時までに「プロポーザル参加辞退届（様式３）」を、葛巻町政策秘書課（連絡先は下記「14　問い合わせ先」を参照）に持参又は郵送により提出すること。

⑵　本プロポーザルの参加を辞退した者は、これを理由として、以降町が実施する他の企画提案募集等について不利益な取り扱いを受けることはない。

11　契約候補者の選定

⑴　契約候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

⑵　審査委員会の開催　※詳細は別途通知予定。

①　開催日時　令和８年12月４日（金）

②　開催場所　くずま～る４階　４Ａ会議室

③　開催方法　選考は、参加者から提出された企画提案書に基づいて審査する、書類審査の方法により行う。

⑶　契約候補者の決定

①　町は、審査委員会の審査結果に基づき、第１順位の契約候補者を決定する。契約候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものである。

② 審査結果は、契約候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

③ 第１順位の契約候補者が契約を締結しない場合は、次点者と契約の交渉を行う場合があること。

12 公正なプロポーザル実施の確保

⑴ 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵ 参加者は、プロポーザルにあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

⑶ 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

⑷ 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 その他

⑴ 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

① 参加者が町に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は返却しない。

③ 提案内容に含まれる特許権等、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

⑵ 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者が負担するものとする。

14 問い合わせ先

葛巻町政策秘書課

〒028-5495　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割１番地１（複合庁舎くずま～る４階）

【電話】0195-65-8981　【FAX】0195-66-2101

メール　kuzumaki0202@town.kuzumaki.lg.jp